

○総務省告示第三百二十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第六項第一号の表を次のように改める。

感 度	項 目	
	基 地 局	陸 上 移 動 局
希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基	特 性	希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）

準感度（（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（一）九五・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。）以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上

九七・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が五MHzの陸上移

動局であつて九〇〇 MHzを超え九六〇 MHz以下又は一、七四四・九 MHzを超え一、八七九・九 MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇 MHzの陸上移動局であつて七一八 MHzを超え八〇三 MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九四・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇 MHzの陸上移動局であつて八一五 MHzを超え八三〇 MHz以下又は八六〇 MHzを超え八七五 MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(三)九三・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャ

ネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以

下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九三・〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九二・〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九四・五デシベル（一ミリワット

を〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて九〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九一・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使

<p>実効 選択 度</p>	<p>ブロッ キング 特性</p>	<p>1 最大送信電力が三八デシベル (一ミリワットを○デシベルと する。)を超えるもの 基準感度より六デシベル高い 希望波に対し、チャンネル間隔が</p>	<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望 波に対し、希望波の周波数から(十 MHz離れた周波数において(一 五六デシベル(一ミリワットを○</p>	<p>用するものにあつては(一)九一・三 デシベル(一ミリワットを○デシベル とする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの 陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超 え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を 使用するものにあつては(一)九三・ 三デシベル(一ミリワットを○デシベ ルとする。)とする。以下陸上移動局 の欄において同じ。)の場合において 、スループットがその最大値の九五% 以上(注1)</p>
------------------------	---------------------------	--	---	--

五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)二〇MHzの周波数から(十)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場

デシベルとする。)及び(十)一五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)一二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(十)一七・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワット

合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局

トを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上（注2）

3 チャンネル間隔が一五MHzのもの

基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（H）二〇MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合にお

にあつては希望波の周波数から
(H) 一五MHz離れた周波数にお

いて、チャンネル間隔が二〇MHzの
基地局にあつては希望波の周波
数から(H) 一七・五MHz離れた
周波数において、帯域幅が五MHz
の変調された妨害波を(一) 三
八デシベル(一ミリワットを〇
デシベルとする。)で加えた場
合において、スループットがそ
の最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル
(一ミリワットを〇デシベルと
する。)を超え二四デシベル(一
ミリワットを〇デシベルとす
る。)以下のもの

いてスループットがその最大値の九
五%以上

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの
基準感度より九デシベル高い希望
波に対し、希望波の周波数から(H
) 一七・五MHz離れた周波数において
(一) 五六デシベル(一ミリワット
を〇デシベルとする。)及び(H)
二二・五MHz以上離れた周波数におい
て(一) 四四デシベル(一ミリワッ
トを〇デシベルとする。)(複号同
順とする。)であつて帯域幅が五MHz
の変調された妨害波を同時に加えた
場合において、それぞれスループッ
トがその最大値の九五%以上

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三

五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ \pm ）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（ \pm ）一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地

隣接チャネル選択度	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が</p>	<p>局にあつては希望波の周波数から（\pm）一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（\pm）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの</p> <p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（\pm）五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯</p>	

五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(+)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(+)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(+)二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(+)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇

域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3)

2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3)

3 チャンネル間隔が一五MHzのもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数において、

デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)七・五〇七五MHz離れた周波

基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)一二・五MHz離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(

一ミリワットを〇デシベルとする。以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(ハ)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から

(14) 一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(14)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局

相互変調	
1 最大送信電力が三八デシベル	<p>にあつては希望波の周波数から(14)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(14)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(14)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
1 チャンネル間隔が五MHzのもの	

特性

(一ミリワットを〇デシベルとする。) を超えるもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz及び(十)二〇MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一二・三七五MHz及び(十)二二・五MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一四・七五MHz及び(十)二五

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)

一〇MHz及び(十)二〇MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)

の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注4)

2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)一二・五MHz及び(十)二五MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワ

MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・一二五MHz及び（H）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え三八デシベル（

ットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注4）

3 チャンネル間隔が一五MHzのもの
基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）一五MHz及び（H）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz及び（H）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・三七五MHz及び（H）二二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一四・七五MHz及び（H）二五MHz

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）一七・五MHz及び（H）三五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(複号同順とする。) 離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(+)一七・一二五MHz及び(+)二七・五MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(

一ミリワットを〇デシベルとする。
）以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz及び（H）二〇MHz（複号同順とする

。離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・三七五MHz及び（H）二二・五MHz（複号同順とする。

）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一四・七五MHz及び（H）二五

MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一七・一二五MHz及び（H）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz及び(十)二〇MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一二・三七五MHz及び(十)二二・五MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)一四・七五MHz及び(十)二五MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャンネル間

		<p>隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(+)一七・一二五MHz及び(+)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	
--	--	--	--

注1 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一二・五MHz

離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び

(ハ)一七・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デ

シベルとする。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同

時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一五MHz離れ

た周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(ハ

)二〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルと

する。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加え

た場合においてスループットがその最大値の九五%以上

3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)七・五MHz離

れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHz

の変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波が隣接しない場合

ア 一の搬送波の周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

イ アに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+) 一二・五MHz

及び(+) 二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一) 四六デ

シベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの

変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+) 一五MHz及び

(14) 三〇MHz (複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(一) 四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

第六項第二号を次のように改める。

2 時分割複信方式を用いるものの受信設備

- (1) 受信する周波数が三・四GHz以上三・六GHz以下のもの

感 度	項 目	
	基 地 局	陸 上 移 動 局
	<p>希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。)の受信電力が基準感度(一) 一〇〇・五デシベ</p>	<p>希望波の受信電力が基準感度(チャンネル間隔が五MHzのものにあつては(一) 九八・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては(一) 九五・</p>

実効 選択 度	ブロッ キング 特性		
		<p>ル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（一）九五・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては（一）九三・二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては（一）九二・〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注1）</p>
		<p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い</p>	<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H） 一〇MHz離れた周波数において（一</p>

希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四三デシベル(一ミリワットを〇デシベル

一五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(十)一五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)(であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

2

チャンネル間隔が一〇MHzのもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)一二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(及び(十)一七・五MHz以上離れた周波数におい

とする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一二・五MHz離れた周波数において、チャ

て(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

3 チャンネル間隔が一五MHzのもの

基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)一五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(十)二〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)(十)であつて帯域幅が五MHzの変調さ

ネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(ハ)一五MHz離れた周波数において、

チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(ハ)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす

れた妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注2)

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一七・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(ハ)二二・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれスループットがその最大値の九五%以上(注2)

る。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調さ

れた妨害波を（一）三五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から（ \pm ）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（ \pm ）一二・五MHz離れた周波数において、チ

<p>隣接チャネル選択度</p>	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い</p>	<p>ヤネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二七デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）五MHz離れた周波数において、基</p>	

希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(14)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(14)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(14)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(14)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベ

準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上(注3)

2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(14)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注3)

3 チャンネル間隔が一五MHzのもの
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(

ル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（H）

（H）一〇MHz離れた周波数において、基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注3）

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（H）一二・五MHz離れた周波数において、基準感度より三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注3）

七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルと

する。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(十)一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつて

は希望波の周波数から(14)一
二・五〇二五MHz離れた周波数に
おいて、帯域幅が五MHzの変調さ
れた妨害波を(一)四四デシベ
ル(一ミリワットを〇デシベル
とする。)で加えた場合におい
て、スループットがその最大値
の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル
(一ミリワットを〇デシベルと
する。)以下のもの

基準感度より二二デシベル高
い希望波に対し、チャンネル間隔
が五MHzのものにあつては希望波
の周波数から(14)五・〇〇二
五MHz離れた周波数において、チ

ヤネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（十）七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から（十）一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（十）一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

相互変調 特性	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から（\pm）一〇MHz及び（\pm）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から（\pm）一二・三七五MHz及び（\pm）二二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から（\pm）一四</p>	
<p>1 チャンネル間隔が五MHzのもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（\pm）一〇MHz及び（\pm）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注4）</p> <p>2 チャンネル間隔が一〇MHzのもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（\pm）一二・五MHz及び（\pm）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数にお</p>	

・七五MHz及び(14)二五MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(14)一七・一二五MHz及び(14)二七・五MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルと

いて(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注4)

3 チャンネル間隔が一五MHzのもの
基準感度より七デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(14)一五MHz及び(14)三〇MHz(複号同順とする。)
離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の

する。)を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とする。)

(離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一二・三七五MHz及び(+)二二・五MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一四

九五%以上(注4)

4 チャンネル間隔が二〇MHzのもの

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(+)一七・五MHz及び(+)三五MHz(複号同順とする。)

(離れた周波数において(一)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)

の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上(注4)

・七五MHz及び(11)二五MHz(複
号同順とする。)離れた周波数
において、チャンネル間隔が二〇
MHzのものにあつては希望波の周
波数から(11)一七・一二五MHz
及び(11)二七・五MHz(複号同
順とする。)離れた周波数にお
いて、それぞれ(一)四七デシ
ベル(一ミリワットを〇デシベ
ルとする。)の変調のない妨害
波及び帯域幅が五MHzの変調され
た妨害波を同時に加えた場合に
おいて、スループットがその最
大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル
(一ミリワットを〇デシベルと

する。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とする)。

離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)

一二・三七五MHz及び(+)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一四

・七五MHz及び(14)二五MHz(複
号同順とする。)離れた周波数
において、チャンネル間隔が二〇
MHzのものにあつては希望波の周
波数から(14)一七・一二五MHz
及び(14)二七・五MHz(複号同
順とする。)離れた周波数にお
いて、それぞれ(一)四四デシ
ベル(一ミリワットを〇デシベ
ルとする。)の変調のない妨害
波及び帯域幅が五MHzの変調され
た妨害波を同時に加えた場合に
おいて、スループットがその最
大値の九五%以上

4 最大送信電力が二〇デシベル
(一ミリワットを〇デシベルと

する。)以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一〇MHz及び(+)二〇MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)二・五MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一四・七五MHz及び(+)二五MHz(複号同順とする。)

離れた周波

	<p>数において、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては希望波の周波数から(+)一七・一二五MHz及び(+)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	

注1 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態

において、次に掲げる許容値を満たすこと。

- (1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下の場合
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) 一の搬送波の周波数が設備規則第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の周波数である場合

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

2 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合
ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一二・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(ハ)一七・五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。
基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)一五MHz離れた

周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（ハ）二〇MHz以上離れた周波数において（二）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

ウ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）一七・五MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（ハ）二二・五MHz以上離れた周波数において（二）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

エ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと二〇MHzの組合せ又は一〇MHzと一五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）二〇MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（ハ）二五MHz以上離れた周波数において（二）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルと

する。) (複号同順とする。) であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

オ 二の搬送波のチャンネル間隔が一〇MHzと二〇MHzの組合せ又は一五MHzと一五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)二二・五MHz離れた周波数において(ニ)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(ハ)二七・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) (複号同順とする。) であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

カ 二の搬送波のチャンネル間隔が一五MHzと二〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(ハ)二五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(ハ)三〇MHz以上離れた周波数において(ニ)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) (複号同順とする。) であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

キ 二の搬送波のチャンネル間隔が二〇MHzと二〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(14)二七・五MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)及び(14)三二・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

- (2) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接しない場合各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

- (3) (1)及び(2)に掲げるもの以外 各搬送波におけるこの表の基準感度の値に○・五デシベルを加えた値を満たすこと。

3 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

- (1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合
ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(14)七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)一〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

ウ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)一二・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

エ 二の搬送波のチャネル間隔が五MHzと二〇MHzの組合せ又は一〇MHzと一五MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(十)一五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

オ 二の搬送波のチャネル間隔が一〇MHzと二〇MHzの組合せ又は一五MHzと一五MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(14)一七・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

カ 二の搬送波のチャンネル間隔が一五MHzと二〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(14)二〇MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

キ 二の搬送波のチャンネル間隔が二〇MHzと二〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(14)二二・五MHz離れた周波数において、二の搬送波の合計受信電力より二二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

(2) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接しない場合各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

4 二の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、二の搬送波を同時に受信している状態

において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(1) 二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接する場合

ア 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと五MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(イ)一二・五MHz及

び(イ)二五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシ

ベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変

調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

イ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一〇MHzの組合せのとき。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(イ)一五MHz及び(

イ)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル

(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調さ

れた妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

ウ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと一五MHzの組合せ又は一〇MHzと一〇MHzの組合せのと

き。

基準感度より九デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(イ)一七・五MHz及

び(イ)三五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(二)四六デシ

ベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

エ 二の搬送波のチャンネル間隔が五MHzと二〇MHzの組合せ又は一〇MHzと一五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）二〇MHz及び（ト）四〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

オ 二の搬送波のチャンネル間隔が一〇MHzと二〇MHzの組合せ又は一五MHzと一五MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）二二・五MHz及び（ト）四五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上

カ 二の搬送波のチャンネル間隔が一五MHzと二〇MHzの組合せのとき。
基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（ハ）二五MHz及び

感 度	
<p>希望波（符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>基 地 局</p>
<p>希望波の受信電力が基準感度（チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては任意の九MHzの帯域幅における平均電力が（一）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては任意の一三・五MHzの帯域幅における平均電力が（一）九四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下陸上移動局の欄に</p>	<p>陸 上 移 動 局</p>

	実効 選択 度	
隣接チャ ネル選 度	スプリ ア ス・レ ス ポンス	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、(一)一五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、(二)一五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上	において同じ。)の場合において、スループットがその最大値の九五%以上
	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、(二)一五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上	チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル高い希望波に対し、(一)四四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
隣接チャ ネル選 度	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基	基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(十)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつ

<p>相互変調 特性</p>	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(14)一〇MHz及び(14)二〇</p>	<p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベ</p>		<p>地局にあつては希望波の周波数から(14)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(14)一〇MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>ては希望波の周波数から(14)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(14)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より四五・五デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
--------------------	--	---	--	--	---

MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一二・五MHz及び（H）二二・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（H）一五MHz及び（H）二五・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五

ル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（H）一〇MHz及び（H）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（H）一二・五MHz及び（H）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（H）一五MHz及び（H）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合

第七項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

%以上

において、スループットがその最大値の九五%以上

○総務省告示第三百二十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の三第四項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第四百七号（工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

「、第十一号の二十五、第十一号の二十六」を「から第十一号の二十六まで」に改める。

○総務省告示第三百三十号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第二項中「M. 1457」の下に「、M. 1581又はM. 2012」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

4 施行規則第十五条の三第二号(8)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項に規定する技術基準

第二項に次の一号を加える。

6 施行規則第十五条の三第二号(16)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九に規定する技術基準

○総務省告示第三百三十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

別表第二十三号中

「設備規則第49条の6の9第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備」 SF

D1FB	を	「設備規則第49条の6の9第1項及び第4項に規定する基地局の無線設備」	SFD1
		「設備規則第49条の6の10第1項及び第5項に規定する基地局の無線設備」	SFD2
		「設備規則第49条の6の10第1項及び第6項に規定する基地局の無線設備」	SFD2

FB	を	「設備規則第49条の6の10に規定する陸上移動局の無線設備」	SFD
		「設備規則第49条の6の11に規定する陸上移動局の無線設備」	OFD
FC			

「FB」

設備規則第49条の6の12に規定する陸上移動局の無線設備

OFD

「MA2
M1
M2」

を

設備規則第49条の6の10第1項及び第3項に規定する陸上移動局の無線設備	SF
設備規則第49条の6の10第1項及び第4項に規定する陸上移動局の無線設備	TD
設備規則第49条の6の11に規定する陸上移動局の無線設備	OF

「DMA2
LPR
DM2」

に始まる。

○総務省告示第三百三十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第四項、第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ、別表第二号第12の5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第三項中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもの」を「の送信装置のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を「陸上移動中継局」に改める。

第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

○総務省告示第三百三十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第一項中「、第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十一」を「又は第四十九条の六の九」に改める。

○総務省告示第三百三十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百五十号（二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第一項中「第四十九条の六の十二」を「第四十九条の六の十一」に改める。

○総務省告示第三百三十五号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第1の3の二の表4の項及び5の項中「~~第49条の6の9~~」の次に「又は~~第49条の6の10~~」を加え、「~~同条第1項第1号へ~~」を「設備規則第49条の6の9第1項第1号へ」に改め、同表6の項中「~~第49条の6の9~~」の次に「、~~第49条の6の10~~」を加える。

○総務省告示第三百三十六号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第三項第二号の表4の項及び5の項中「~~第49条の6の9~~」の次に「~~又は第49条の6の10~~」を加え、「~~同条第1項第1号へ~~」を「~~設備規則第49条の6の9第1項第1号へ~~」に改め、同表6の項中「~~第49条の6の9~~」の次に「、~~第49条の6の10~~」を加える。

○総務省告示第三百三十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

表1の項及び2の項中

「2, 625MHzを超え2, 655MHz以下

を

「2, 625MHz

3, 480MHz

を超え2, 655MHz以下

を超え3, 600MHz以下

に改める。

○総務省告示第三百三十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ並びに第二項第二号、第四十九条の六の十第一項第二号ロ、第三項第二号並びに第四項第六号、別表第二号第12の4(4)才及び5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いて三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を次のように定める。

なお、平成二十五年総務省告示第四百七十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が(一)一三dBm(電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
一〇	五	四・五
	一〇	四・五
	七・五	三・八四
	一〇	九
	一二・五	三・八四
	二〇	九
	一〇	三・八四
一五	一〇	三・八四
	一五	一三・五

二〇	三〇	一三・五
	一二・五	三・八四
	一七・五	三・八四
	二〇	一八
四〇	四〇	一八

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャンネル漏えい電力の許容値を適用する。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(ア) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔に応じたアの許容値を適用する。
この場合において、同ア中「搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」とあるの

は、当該最も高い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も高い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」と、当該最も低い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」とする。

(イ) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

間隔周波数（注1）	離調周波数（注2） （MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz以上一〇MHz以下	二・五	（一）四四・二dBc（注3）
一〇MHzを超え一五MHz未	二・五	（一）四四・二dBc（注3）
未	七・五	（一）四四・二dBc（注3）
一五MHz以上二〇MHz未	二・五	（一）四四・二dBc（注4）
満	七・五	（一）四四・二dBc（注3）

二〇MHz以上	
七・五	二・五
(二) 四四・二dBc (注4)	(二) 四四・二dBc (注4)

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

- 2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。
- 3 dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものとす。
- 4 dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。）に対する比をデシベルで表したものとす。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の

二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に
 輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(ア) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(二)五〇dBm
五	五	四・五	(二)五〇dBm
一〇	一〇	三・八四	(二)五〇dBm
一〇	七・五	三・八四	(二)五〇dBm
一〇	一〇	九	(二)五〇dBm
一五	一二・五	三・八四	(二)五〇dBm
一五	一〇	三・八四	(二)五〇dBm
一五	一五	三・八四	(二)五〇dBm
一五	一五	一三・五	(二)五〇dBm
二〇	一二・五	三・八四	(二)五〇dBm
二〇	一七・五	三・八四	(二)五〇dBm

二〇	一八	(二) 五〇 dBm
----	----	------------

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(二) 三二・二 dBc
一〇	五	四・五	(二) 二九・二 dBc
一〇	一〇	三・八四	(二) 三五・二 dBc
一〇	七・五	三・八四	(二) 三二・二 dBc
一五	一〇	九	(二) 二九・二 dBc
一五	一二・五	三・八四	(二) 三五・二 dBc
一五	一〇	三・八四	(二) 三二・二 dBc
一五	一五	三・八四	(二) 三五・二 dBc
一五	一五	一三・五	(二) 二九・二 dBc
二〇	一二・五	三・八四	(二) 三二・二 dBc

一七・五	三・八四	(一) 三五・二 dBc
一一〇	一八	(二) 二九・二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(ア) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波の	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい
--------------	-------------	------------	-----------

チャンネル間隔の組合せ						電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ						
	七・四	三・八四	(二)	五〇	dBm	
	九・八	九・三	(二)	五〇	dBm	
	一二・四	三・八四	(二)	五〇	dBm	
	九・九七五	三・八四	(二)	五〇	dBm	
五MHzと一〇MHzの組合せ						
	一四・九五	一三・九五	(二)	五〇	dBm	
	一四・九七五	三・八四	(二)	五〇	dBm	

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ			隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ			
	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	
	七・四	三・八四	
	九・八	九・三	
	一二・四	三・八四	
			(二) 三五・二 dBc
			(二) 二九・二 dBc
			(二) 三二・二 dBc

五MHzと一〇MHzの組合せ		
九・九七五	三・八四	(二) 三二・二二 dBc
一四・九五	一三・九五	(二) 二九・二二 dBc
一四・九七五	三・八四	(二) 三五・二二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBcは、隣接チャンネル漏えい電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

2 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（H）五MHz、（H）一〇MHz及び（H）一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（H）七・五MHz、（H）一二・五MHz及び（H）一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(3) チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（H）一〇MHz、（H）一五MHz及び（H）二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(4) チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（H）一二・五MHz、（H）一七・五MHz及び（H）二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

3 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置が

キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	二

4 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下

5 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容

値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値</p> $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ <p>Δfは、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。</p>
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一二・五dBm以下の値</p>
一〇・〇五MHz以上	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任

意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

4 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波

数帯域の端から一〇MHz未満の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数範囲においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

五MHz	チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・五dBm以下の値	
	一、〇〇〇kHz以上	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・五dBm以下の値	
	五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・五dBm以下の値	
	六MHz以上一〇MHz未	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）	

		一五 MHz				一〇 MHz			
一五 MHz 以上二〇 MHz	満 五 MHz 以上一五 MHz未	五 MHz 未満	一、 〇〇〇 kHz以上	一、 〇〇〇 kHz未満	未満 一〇 MHz以上一五 MHz	満 五 MHz 以上一〇 MHz未	五 MHz 未満	一、 〇〇〇 kHz以上	一、 〇〇〇 kHz未満
任意の一、 〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（	一）一一・五 dBm以下の値	任意の一、 〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（	一）八・五 dBm以下の値	任意の一、 〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（	八・五 dBm以下の値	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が（	一）一 〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（	任意の一、 〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（	一）八・五 dBm以下の値
								六・五 dBm以下の値	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が（
									一）二三・五 dBm以下の値

二〇 MHz	未満	一、〇〇〇 kHz 未満	一) 二・三・五 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 九・五 dBm 以下の値	
	五 MHz 未満	一) 八・五 dBm 以下の値	
	五 MHz 以上二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一・一・五 dBm 以下の値	
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二・三・五 dBm 以下の値	

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び同表の中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ		五MHzと一〇MHzの組合せ		五MHzと五MHzの組合せ		離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、〇〇〇kHz未	一、〇〇〇kHz未	一、〇〇〇kHz未	一、〇〇〇kHz未	一、〇〇〇kHz以	一、〇〇〇kHz以	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が	(一)一六・四dBm以下の値
満	満	満	満	上五MHz未満	上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・五dBm以下の値	
九五MHz未満	五MHz以上一四・五MHz未満	九・八MHz以上一四・八MHz未満	四・八MHz未満	五MHz以上九・八MHz未満	五MHz以上九・八MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・五dBm以下の値	(一)一八・四dBm以下の値
任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・五dBm以下の値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一八・四dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・五dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・五dBm以下の値	

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

未満	一四・九五 MHz 以上 一九・九五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二三・五 dBm 以下の値
----	------------------------------	--

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz 以上一五〇kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値
一五〇kHz 以上三〇MHz 未満	任意の一〇kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値
三〇MHz 以上一、〇〇〇MHz 未満	任意の一〇〇kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値

<p>一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。）</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値</p>
<p>一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下</p>	<p>任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）四二 dBm 以下の値</p>
<p>二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）五二 dBm 以下の値</p>

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし

、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (四七〇MHz以上七一〇MHz以下、 七七三MHz以上八〇三MHz以下、 八六〇MHz以上八九〇MHz以下 及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六dBm以下の値
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一) 二六・二dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p>

	<p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値</p>
<p>七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三六dBm以下の値</p>
<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>1 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九五MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)</p>

<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>
<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>（一）五〇dBm以下の値</p> <p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値</p>

<p>二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。)</p>	<p>一、四七五・九 MHz 以上一、四九六 MHz 未満</p>
<p>1 七三七・九五 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。） 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一三〇 dBm 以下の値</p>	<p>2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。） 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一三五 dBm 以下の値</p> <p>3 1 及び 2 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一五〇 dBm 以下の値</p>

<p>一、四九六MHz以上一、五二〇MHz以下</p>	<p>1 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p> <p>2 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三五dBm以下の値</p> <p>3 1及び2に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>
<p>一、八三九・九MHz以上一、八四四・九MHz未満</p>	<p>1 一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）</p>

	<p>() 五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)</p> <p>() 三〇dBm以下の値</p>
<p>一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇dBm以下の値</p>
<p>一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下</p>	<p>任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 四一dBm以下の値</p>
<p>二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇dBm以下の値</p>
<p>二、一一〇MHz以上二、一五四MHz未満</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇dBm以下の値</p>
<p>二、一五四MHz以上二、一七〇MHz以下</p>	<p>1 七一八MHzを超え七二三・三三MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)</p> <p>() 三〇dBm以下の値</p>

2 1に掲げる以外のもの
 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)
) 五〇dBm以下の値

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え一二・七五GHz未満の周波数帯については、五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注1の規定にかかわらず、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数のうち連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、八六〇MHz未満又は八九〇MHzを超える周波数帯において、送信周波数帯域(当該連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせ

たものをいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャンネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は一・七MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号口の総務大臣が別に告示する隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
---------------	-------------	------------

五		五		四・五	
一〇	一〇	一〇	一〇	九	九
一五	一五	一五	一五	九	九
二〇	二〇	二〇	二〇	一三・五	一三・五
二〇	四〇	二〇	四〇	一八	一八

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャンネル漏えい電力の許容値を適用する。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(ア) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数

より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔に応じたアの許容値を適用する。この場合において、同ア中「搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」とあるのは、当該最も高い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も高い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」とあるのは、当該最も低い周波数の搬送波を適用した場合には「当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値」とする。

(イ) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

間隔周波数（注1）	離調周波数（注2） （MHz）	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHz以上一〇MHz以下	二・五	（一）四四・二dBc（注3）
一〇MHzを超え一五MHz	二・五	（二）四四・二dBc（注3）

未満	七・五	(一) 四四・二 dBc (注3)	一五 MHz 以上二〇 MHz 未	二・五	(二) 四四・二 dBc (注4)
			満	七・五	(二) 四四・二 dBc (注3)
二〇 MHz 以上	七・五	(一) 四四・二 dBc (注4)		二・五	(二) 四四・二 dBc (注4)

注1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

- 2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。
- 3 dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものである。
- 4 dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。）に対する比をデシベルで表したものである。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に放射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に放射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(ア) 一ミリワットを○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五	五	四・五	(二)五〇dBm
一〇	一〇	九	(二)五〇dBm
一五	一五	一三・五	(二)五〇dBm
二〇	二〇	一八	(二)五〇dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
---------	----------------	---------------	------------------

二〇	二〇	一八	(二) 二九・二 dBc
一五	一五	一三・五	(二) 二九・二 dBc
一〇	一〇	九	(二) 二九・二 dBc
五	五	四・五	(二) 二九・二 dBc
(MHz))		

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBcは、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(ア)

一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	九・八	九・三	(一) 五〇 dBm
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五	一三・九五	(一) 五〇 dBm
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八	一八・三	(一) 五〇 dBm
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五	二二・九五	(一) 五〇 dBm
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九	一八・九	(一) 五〇 dBm
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五	二三・二五	(一) 五〇 dBm
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九	二七・九	(一) 五〇 dBm
一五MHzと十五MHzの組合せ	三〇	二八・五	(一) 五〇 dBm
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五	三二・八五	(一) 五〇 dBm
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	(一) 五〇 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯

域を合わせたものをいう。）の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	九・八	九・三	(-) 二九・二 dBc
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五	一三・九五	(-) 二九・二 dBc
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八	一八・三	(-) 二九・二 dBc
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五	二二・九五	(-) 二九・二 dBc
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九	一八・九	(-) 二九・二 dBc
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五	二三・二五	(-) 二九・二 dBc
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九	二七・九	(-) 二九・二 dBc
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇	二八・五	(-) 二九・二 dBc
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五	三二・八五	(-) 二九・二 dBc
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八	三七・八	(-) 二九・二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数

帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、隣接チャネル漏えい電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

(3) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

送信周波数帯域の端から二・五 MHz 及び七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする一、〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値

イ 基地局対向器に係るもの

(ア) 送信周波数帯域の端から二・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値

(イ) 送信周波数帯域の端から七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇 dBm 以下の値

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）を通信の相手方とするもの

送信周波数帯域の端から二・五 MHz 及び七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四

MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は(一)七・二dBm以下の値

イ 基地局を通信の相手方とするもの

- (ア) 送信周波数帯域の端から二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は(一)七・二dBm以下の値
- (イ) 送信周波数帯域の端から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は(一)二四・二dBm以下の値

2 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号口の総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(ハ)五MHz、(ニ)一〇MHz及び(ヘ)一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

イ チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(ト)七・五MHz、(ト)一二・五MHz及び(ト)一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

ウ チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(ト)一〇MHz、(ト)一五MHz及び(ト)二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

エ チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(ト)一二・五MHz、(ト)一七・五MHz及び(ト)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下

であること。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（ \pm ）五MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（ \pm ）五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（ \pm ）一〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（ \pm ）一〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

イ チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（ \pm ）一〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（ \pm ）一〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（ \pm ）二〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（ \pm ）

二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

ウ チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（+）一五MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（-）一五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（+）三〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（-）三〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

エ チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（+）二〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（-）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（+）四〇MHz離れた無変調の妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加え

- た状態で、希望波から（－＋）四〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。
- 3 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号の総務大臣が別に告示する基地局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置のフレーム長は一〇ミリ秒であること。
- 4 設備規則第四十九条の六の十第三項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯		キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	上	三・四GHzを超え三・六GHz以下	二

- 5 設備規則第四十九条の六の十第四項第六号の総務大臣が別に定める陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもののうち、再生中継方式以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。
- (1) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波

数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(2) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(3) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

6 設備規則別表第二号第12の4(4)オの総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八MHz以下
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五MHz以下
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九MHz以下
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五MHz以下

一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九MHz以下
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇MHz以下
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五MHz以下
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八MHz以下

7

設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.2-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値

一〇・五MHz以上

任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一三dBm
以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

4 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間において、当該搬送波のうち一の搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz未満の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間において、全ての搬送波の送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れ

た周波数範囲においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

一〇MHz	五MHz	チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
一、〇〇〇kHz以上	一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上	一、〇〇〇kHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六・二dBm以下の値
一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上	一、〇〇〇kHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六・二dBm以下の値
六MHz以上一〇MHz未満	五MHz以上六MHz未満	五MHz未満	五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値
満	五MHz以上六MHz未満	五MHz未満	五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値
一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上	一、〇〇〇kHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・二dBm以下の値
一、〇〇〇kHz以上	一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上	一、〇〇〇kHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三・二dBm以下の値

	一〇 MHz		一五 MHz										
一、〇〇〇 kHz 以上	一、〇〇〇 kHz 未満	未満	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	満	五 MHz 以上一五 MHz 未満	五 MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上	一、〇〇〇 kHz 未満	未満	一〇 MHz 以上一五 MHz 未満	満	五 MHz 以上一〇 MHz 未満	五 MHz 未満
任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）九・二 dBm 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一	（一）二三・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一	（一）一一・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）八・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）八・二 dBm 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）八・二 dBm 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）八・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一一・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一一・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一一・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）八・二 dBm 以下の値	

五MHz未満	一) 八・二dBm以下の値
五MHz以上二〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一一・二dBm以下の値
二〇MHz以上二五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 二三・二dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び同表の中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 一六・一dBm以下の値

五MHzと一五MHzの組合せ			五MHzと一〇MHzの組合せ			
	一、〇〇〇kHz未満	九・九五MHz未満	一四・九五MHz以上一五MHz未満	五MHz以上一四・九五MHz未満	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満
任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一九・一dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八・一dBm以下の値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値

一〇MHzと一〇MHzの組合せ			五MHzと二〇MHzの組合せ			
	一、〇〇〇kHz未満	九・九五MHz未満	二四・九五MHz以上二九・九五MHz未満	五MHz以上二四・九五MHz未満	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	一、〇〇〇kHz未満
任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一九・一dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二〇・二dBm以下の値	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)八・二dBm以下の値

一五 MHz と二〇 MHz の組合せ	満	三〇 MHz 以上三五 MHz 未	五 MHz 以上三〇 MHz 未満	MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上五	一、〇〇〇 kHz 未満	・九 MHz 未満	二九・九 MHz 以上三四	五 MHz 以上二九・九 MHz 未満	MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上五
		任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二〇・七 dBm 以下の値			任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値	
一五 MHz と一五 MHz の組合せ	満	三〇 MHz 以上三五 MHz 未	五 MHz 以上三〇 MHz 未満	MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上五	一、〇〇〇 kHz 未満	・九 MHz 未満	二九・九 MHz 以上三四	五 MHz 以上二九・九 MHz 未満	MHz 未満	一、〇〇〇 kHz 以上五
		任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二〇・七 dBm 以下の値			任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一一・二 dBm 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 八・二 dBm 以下の値	

一〇MHzと二〇MHzの組合せ	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・二dBm以下の値
	一、〇〇〇kHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・二dBm以下の値
九・八五MHz以上三・八五MHz未満	五MHz以上三四・八五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・二dBm以下の値
	三四・八五MHz以上三・八五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・二dBm以下の値
三九・八MHz以上四四・八MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・二dBm以下の値
	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・二dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二二・二dBm以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数

とする。

8 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満(一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)四一dBm以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

(2)

- 2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
 - 3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (七七三MHz以上八〇三MHz以下、 八六〇MHz以上八九〇MHz以下 及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三六dBm以下の値

MHz 以下	二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	七九・九MHz以下	一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）	九四五MHz以上九六〇MHz以下	一、〇〇〇MHz以上一・八GHz未満（一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）	七七三MHz以上八〇三MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値
任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値

四・八五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と一五 MHz の組合せの場合は四二・一二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は四九・八五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と一五 MHz の組合せの場合は五〇 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は五七・二七五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は六四・七 MHz 以上離れた周波数帯に限り、この表の許容値を適用する。

(3) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値

一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (二、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五一 dBm 以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

イ 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (二、八八四・五 MHz 以上一、	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値

(4)

陸上移動中継局の送信装置

注 送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

九一五・七MHz以下を除く。）	
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五一 dBm以下の値

ア 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）を通信の相手方とするもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満 （二、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値

一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五一 dBm 以下の値
------------------------------	--

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

イ 基地局を通信の相手方とするもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (二、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一 dBm 以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

○総務省告示第三百三十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第一号へ、第四十九条の六の十第一項第一号へ及び第四十九条の二十九第一項第一号ホの規定に基づき、キャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信は、二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の搬送波を使用する通信であつて、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広帯域移動無線アクセスシステムの基地局（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の免許人を提供主体とする役務の用に供するものとする。

○総務省告示第三百四十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第二項第六号中「第四十九条の六の九」の下に「又は第四十九条の六の十」を加える。

○総務省告示第三百四十一号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第八中「第四十九条の六の九」の下に「又は第四十九条の六の十」を加える。
別表第七号中「第四十九條の六の九」の次に「又は第四十九條の六の十」を加える。

○総務省告示第三百四十二号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的條件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

別表第五号第4中「第49条の6の9に規定する」を「第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する」に改め、同第4の3中「第49条の6の9」の次に「又は第49条の6の10」を加え、同第4の4中「6サブフレーム又は7サブフレーム後」を「6サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレーム」に改める。

○総務省告示第三百四十三号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の十二から第三十二条の十五まで及び第三十二条の十七（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を次のように定める。

なお、平成二十五年総務省告示第四百十六号（端末設備等規則の規定に基づくインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件）は、廃止する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件等は、以下のとおりとする。

一 送信タイミングの条件

インターネットプロトコル移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネ

ットプロトコル移動電話用設備から指示されたサブフレームにおいて送信を開始するものとする。
この場合において、当該送信の開始時点における送信タイムミングの偏差は、(14) 一三〇ナノ秒の範囲であること。

二 ランダムアクセス制御の条件

1 インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、一三サブフレーム以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された六サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。

2 インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、送信禁止信号を受信した場合は又は一三サブフレーム以内に送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び前号の動作を行うこととする。この場合において、再び同号の動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示される回数を超えないこと。

三 タイムアライメント制御の条件

インターネットプロトコル移動電話用設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を備えなければならない。

四 位置登録制御の条件

1 インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報が、インターネットプロトコル移動電話端末等に記憶されているものと一致しない場合には、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示があった場合は、この限りでない。

2 インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合には、インターネットプロトコル移動電話端末等に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

五 受信レベル通知機能の条件

インターネットプロトコル移動電話端末等の近傍のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された参照信号の受信レベルについて、検出を行い、当該受信レベルがインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件を満たす場合にあつては、その結果をインターネットプロトコル移動電話用設備に通知する機能を備えなければならない。

○総務省告示第三百四十四号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

表一の項中「第四十九条の六の九」の下に「又は第四十九条の六の十」を加える。

○総務省告示第三百四十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第二号ロ及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号ロ及びハ並びに第七項並びに別表第三号44及び45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第一項第一号の表注2中「二、五九五MHz以下」を「二、五八〇MHz以下」に改め、「又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下」を削り、「することとする」を「できること」に改め、同表中注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

3 二、五九〇MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用できること。

第一項第四号(二)の表二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満の項及び二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満の項を次のように改める。

二、五〇五MHz以	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五
-----------	-----------------------------------

上二、五三〇MHz 未満	四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、(一)三七デシベル)以下の値
二、五三〇MHz以 上二、五三五MHz 未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値 $1.7 \times f - 4341$ デシベル (2, 545MHzを超え2, 625MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であつて、チャンネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあつては、 $1.7 \times f - 4338$ デシベル) fは、送信装置に使用する電波の周波数(単位は、MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。

第一項第五号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 基地局の送信装置

二〇ワット以下(チャンネル間隔が二〇MHzのものの場合にあつては、四〇ワット以下)であること。

(二) 陸上移動局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下(注)

二デシベルを超え五デシベル以下

四〇〇ミリワット以下であり、かつ、等価等方輻射電力が二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下

注 中継を行う陸上移動局の送信装置にあつては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）

から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が四〇〇ミリワット以下、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

第一項第七号を削り、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二項第一号の表注3中「二、五九五MHz以下」を「二、五八〇MHz以下」に改め、「又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下」を削り、「することとする」を「できること」に改め、同表中注4を注5とし、注3の次に次のように加える。

4 二、五九〇MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用できるこ

と。

第二項第四号(二)の表二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満の項及び二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満の項を次のように改める。

二、五〇五MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の
二、五三〇MHz未満	値
二、五三〇MHz以上	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)二五デシベル以下の
二、五三五MHz未満	値

第二項第五号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 基地局の送信装置

二〇ワット以下(チャンネル間隔が二〇MHzのものの場合にあつては、四〇ワット以下)であること。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

一の搬送波を発射する送信装置にあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から

基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が六〇〇ミリワット以下であること。

(2) 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(3) (1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置

二〇〇ミリワット以下であること。

第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

別表を削る。